

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当日起きは、そ
の翌日)

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

国有財産の用途廃止(二件)

都市計画事業の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画事業の変更の認可(二件)

選挙管理委員会の招集

地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱

公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

鳥取県育英奨学生募集要領

告 示

鳥取県告示第二百七十号
鹿野町から申請のあつた町営土地改良(中園地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可

- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
- 五 鳥取市役所

なし

- 一 起業者の名称
鳥取市
- 二 事業の種類
鳥取市学校給食センター建設工事
- 三 起業地
鳥取市安長字八幡田地内
- 1 収用の部分
鳥取市役所
- 2 使用の部分
なし

鳥取県告示第二百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十五日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市車尾字扇ヶ坪七六六番地先まで同市車尾字	扇ヶ坪七六六番地先	二一〇・五五	水路敷
米子市車尾字扇ヶ坪七六二番地先	扇ヶ坪七六二番地先	一三・六一	堤とう敷
米子市車尾字扇ヶ坪七六四番地先	扇ヶ坪七六四番地先	五一・〇四	堤とう敷
米子市車尾字扇ヶ坪七六二番地先	扇ヶ坪七六二番地先	二八・五二	堤とう敷
		三四・七〇	堤とう敷

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第二百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月鳥取県告示第九百八十二号郡家都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示二百七十三号	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十五日から用途廃止した。
昭和五十年三月二十五日	西伯郡岸本町大殿字南上一木一〇七八番五地先

場	所	面積 (平方メートル)	用途
	鳥取県知事 平林鴻三	一四・七二	水路敷

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大殿字南上一木一〇七八番五地先	鳥取県知事 平林鴻三	一四・七二	水路敷

鳥取県告示二百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子市境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覽に供する。

一 施行者の名称	二 都市計画事業の種類及び名称	三 事業施行期間	四 事業地
郡家町	郡家都市計画下水道事業	竹ノ下都市下水路	
		昭和四十六年十二月三日から昭和五十一年三月三十一日まで	

昭和四十六年十二月鳥取県告示第九百八十二号の事業地のうち、大字郡家字西向田及び字石橋並びに大字福本字小山西分を削る。

昭和五十年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和五十年三月二十五日

鳥取県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六、十三条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月鳥取県告示第二百二十五号倉吉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 桜川都市下水路

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十三日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十年三月十八日委嘱したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験歴及
川勝敏和	昭二、六、七	鳥取市南吉方	鳥取三洋電機労働組合	(鳥取)三一三四〇	組合
	一の六八	中央執行委員長	(鳥取)三一九四四	自宅	

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和50年3月25日

鳥取県収用委員会会長 若木 禮

4 裁決手続の決定を開始した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者等の氏名及び住所

所 在	地番	地 目	土地登記簿上 の地積	実 测 地 積	裁決手續 の開始を 決定する 土地の 地積	裁決手續 の開始を 決定する 種 類	所 有 者 • 権 利 者		収用又 は使用 の別	備 考
							住 所	氏 名		
鳥取市安長字梅登	63	雑種地	m ²	m ²	m ²	所有権	姫路市広畠区鶴町 1丁目3番地	共栄産業株式会社	収用	
				1,857	1,857	根抵当権	神戸市生田区三宮町 2丁目18番地	株式会社阪神相互銀行		

昭和50年度鳥取県育英奨学生の募集を次の要領により実施する。

昭和50年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頼

昭和50年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的
県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成

績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対する、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年又は第3学年に在学し、将来

大学に進学しようとする者であること。

- (2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値がそれぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年又は第2学年の学習成績が同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

- (3) 同一世帯における年間所得基準額が次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区分	所得基準額
1人	770,000円
世帯人員	1,380,000
3	1,590,000
4	1,790,000
5	1,960,000
6	2,110,000
7	2,260,000

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに150,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
- 2 年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及び専従者給与（専従者控除分を含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（遺族年金、扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等にいう支払金額）をもとにして、次の計算式によつて得られた金額を所得金額とする。

(ア) 収入金額が200万円以下の場合

収入金額×0.8-500,000円

(イ) 収入金額が200万円を超えて350万円以下の場合

収入金額×0.7-300,000円

(ウ) 収入金額が350万円を超える場合

イ 農業所得

総収入金額（農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む。）を必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家きんの飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）を差引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

- なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残つているもの（たな資産）は含まない。
- また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租

公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特 別 控 除 額 表

特別の事情	特 別 控 除 額	額
母子世帯であること。	200,000円	
小学校児童1人につき	50,000円	
中学校生徒1人につき	66,000円	
高等学校生徒1人につき 国公立	101,000円	
私立	169,000円 157,000円 225,000円	
就学者のいる高等専門学校学生1人につき	103,000円	
世帯であること。	171,000円 199,000円 267,000円	
大学学生1人につき	年間授業料 + 104,000円 + 208,000円 + 120,000円 + 224,000円	
本人 国公立	自宅通学 自宅外通学 自宅通学 自宅外通学	
私 立	自宅通学 自宅外通学	
本人以外 国公立	" " + 140,000円	
私 立	244,000円 267,000円 371,000円	
身体障害者である世帯であること。	280,000円	
長期療養者のいる世帯であること。	長期療養のため経常的に特別の支出をしている金額	
主たる家計文持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、246,000円を限度とする。	
火災、風水害、盜難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために受けた世帯	

であること。来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年

間額

父母亲以外の者で所得を得ている者がいること。父母亲以外の者の所得者1人につき 260,000円。
世帯であること。

(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることになった場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときは除く。

(5) 奨学資金を受けることになる日(昭和50年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

⑤ 大学奨学生

- (1) 大学第1年次に在学する学生であること。
- (2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。
- (3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人(高校2年生) 5人(高校3年生)
大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)

4 奨学資金の額

高校在学中 月額 3,000円
大学在学中 月額 10,000円

5 貸与の期間

奨学資金貸与の期間は、昭和50年4月から次に掲げる終期までとする。

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行う。)

- (1) 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期
 (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学資金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

テ 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和50年4月1日(火)から昭和50年4月15日(火)まで

(2) 選考期日

第1次選考(書類) 昭和50年5月上旬

第2次選考(面接) 昭和50年5月中旬

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行うこと。

(第三種郵便物認可) 昭和50年3月25日 火曜日 鳥取県公報

第4631号 8

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を

年 月まで、鳥取県公報を

部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

(印) (印)